・家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事事件手続法第五十八条）
・犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第二十八条）
・疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項）
・徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第七十二条の七、国税通則法第七十四条の二から第七十四条の六）
・弁護士照会への対応（弁護士法第二十三条の二第二項）
・国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や行政機関の長からの協力要請への対応（統計法第十三条、第三十条）
・児童虐待に係わる通告（児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項）

なお、当該法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、外務省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

（二）人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）
・急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合
・大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
・暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合
・製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから顧客情報を求められ、これに応じる必要がある場合

（三）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）
・地域がん登録事業及び院内がん登録事業において、がんの診療情報等の提供を求められ、これに応じる必要があるとき。
・感染症の予防のための調査に応じるとき。
・児童虐待のおそれのある家庭情報を児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき。

（四）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して外務省関係事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

（例）
・任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提供する場合
・一般統計調査に回答する場合

なお、外務省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第五　個人情報の取得に関する義務

一　適正な取得【法第十七条関係】

外務省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（違反例）
・本人をだましてその個人情報を取得すること。
・第三者提供の制限（第七の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること。

第三者からの提供（法第二十三条第一項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第二条第二号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（第七の三の規定（法第二十三条第二項・第三項）参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

二　取得時の利用目的の通知又は公表【法第十八条第一項関係】

外務省関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（例）
・電話帳や職員録等から個人情報を取得した場合
・個人情報の第三者提供を受けて、個人情報を取得した場合
・個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得した場合

三　書面等による直接取得時の利用目的の明示【法第十八条第二項関係】

外務省関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合には、二の規定（法第十八条第一項）に基づいて、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）
・往復はがきの往はがきに、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさで利用目的を記載する。
・面談中、本人に対し、定款等のうち利用目的の記載部分を指摘する。
・ユーザー入力画面において、送信ボタン等をクリックする前等に利用目的が本人の目にとまる形で配置・記載する。

四　利用目的の通知等をしなくてよい場合【法第十八条第四項関係】

次に掲げる場合については、二、三及び第四の二（二）の規定（法第十八条第一項から第三項まで）は適用しない。

（一）利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）
・暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれのある場合